

地域県土警察常任委員会資料  
(令和6年9月17日)

# 陳情6年危機管理第40号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

## 陳 情 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年-40 (R6.9.10)	危機管理	能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策について、鳥取県内における住民の納得と了解が得られるまで島根原発2号機の再稼働を見合わせることを求める陳情	△

## ▶陳情事項

本年4月、鳥取県と米子市、境港市が能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策を示すよう国及び中国電力に申入れをされたことに対して、8月9日に回答が示された。しかし、この回答について鳥取県側の分析・見解も含めて、鳥取県内の住民が詳細に内容を理解し、島根原発再稼働に対する不安が払拭されたという段階には至っていないと思われる。こうした現状を踏まえて、私たちは次の2点について陳情する。

- 1 国及び中国電力に対して、能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答について、鳥取県内各地で住民説明会を開催するよう要請すること。
- 2 上記1の住民説明会により鳥取県内の住民から島根原発の安全対策に対する納得と了解が得られるまでは、中国電力に島根原発2号機の再稼働停止を求めるよう、国に対して意見書を提出すること。

## ▶陳情理由

本年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県の地域防災計画の想定を上回るM7.6、最大震度7を記録し、甚大な被害を及ぼした。この地震により、被災地では、道路や情報伝達手段が寸断されたことで避難や救助が難航したほか、家屋の倒壊や焼失なども大規模に起こったため、原発事故が発生した場合に考えられる屋内退避や避難という基本的な放射線防護対策の実施が困難なことが明らかになった。また、石川県の志賀原子力発電所では、地震に際して多くのモニタリングポストからデータが得られない事態となり、避難計画を出す前提の段階である現状把握も難しくなる恐れがあることが露呈した。

鳥取県では、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震と2度にわたる大きな地震を経験し、本県住民の多くが、隣県である島根県での原発再稼働に対しては大きな不安と懸念を感じている。まずは、島根原発周辺で巨大地震が発生する可能性は本当にないと言えるのか、その際に原子炉や周辺設備の安全性は確保されているのか。そして、地震発生後に倒壊などの危険にさらされず安全な屋内退避ができる施設がどれだけ確保できるのか、道路の寸断が起こった場合に迅速な住民の避難・救助を行う方策があるのかといった基本的な安全対策について、能登半島地震を最新のケースとしての想定に加えたうえで丁寧に分析し、広く鳥取県内の住民に対する説明を行ったうえで、具体的なケースを想定した質問も受け付け、課題点があれば早急な改善を図るように国と中国電力に求める必要がある。

こうした説明会を受けて、本当に安全対策が万全であると、鳥取県内住民から納得と了解を得られるまでは、島根原発2号機を再稼働する段階には無いと思われるので、国から中国電力に対して再稼働の見合わせを求めるように、地方自治法第99条の規定に基づき国へ意見書を提出していただくようお願いする。

▶提出者

鳥取県反核・平和の火リレー実行委員会 実行委員（陳情担当） 坪倉 潤也

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

### 【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。また、志賀原子力発電所周辺の116局のモニタリングポストのうち18局で通信回線の不通により、一時的に伝送ができなくなったが、可搬型モニタリングポストの設置による代替測定が行われた。
- 2 原子力規制委員会は、能登半島地震に関しては、現時点で規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していくという見解を示している。
- 3 志賀原発2号機は新規制基準の審査中で、敷地内の断層評価に長期間を要し、敷地近傍の福浦断層が能登半島地震に伴って動いた痕跡がないと評価され、海域を含む敷地周辺の活断層評価の審査は始まったばかりであり、周辺の断層の運動性についての評価中である。
- 4 島根原発2号機は新規制基準に適合していると認められ、審査で詳細な追加調査が行われ、宍道断層を申請時の22kmから39kmに見直し、鳥取沖断層との運動については、音波探査を含む様々な追加調査結果を基に、両断層が運動して活動するものではないことが確認されている。
- 5 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。

### 【県の取組状況】

- 1 島根原発2号機の新規制基準適合後も引き続き安全性を監視し、安全対策について中国電力に意見を述べることとしている。また、本県ではモニタリングポストの通信回線を2重化し、予備の可搬型モニタリングポストやモニタリング車等により、モニタリングポストの欠測に対応できる体制を整えている。
- 2 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わらないとの回答を得た。
- 3 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 4 9月9日に開催した原子力安全対策合同会議では、これら回答内容について両市の原子力発電所環境安全対策協議会委員に対して国等から直接説明を行っており、会場に十分な傍聴席を設けることで、本会場（米子コンベンションセンター）で30名、サテライト会場（みなとテラス）で28名と、多数の一般傍聴者に参加をいただいた。
- 5 また、同会議の模様は、後日、県ホームページ上に会議動画を掲載する予定であり、会議当日に参加いただけなかった方にも、広く会議の様子を視聴していただけるよう対応することとしている。
- 6 今後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市、県議会の意見も踏まえ、中国電力に対して島根原発2号機の安全対策について意見を述べていく。